

〈5〉中国・香港の最近の「国家安全」関連規制動向

—新たな香港国家安全維持条例の制定方針、中国保守国家秘密法改正案など

CISTEC 事務局

【全体の構成】

- I 香港基本法に基づく新たな国家安全維持条例の制定方針の公開（2024.1.30）
 - 1. 経緯と概要
 - 2. 懸念についての報道
 - 3. 関係サイト
 - II 全人代での「中国保守国家秘密法」修訂草案の審議開始
 - III 総体国家安全観」の拡大動向
 - IV 国家安全部の発信動向
 - ・「アドバイスに耳を傾けて、国家安全機関からこれら“10杯のお茶”に誘われないように」（仮訳：別添3）
 - ・「国家安全を守るための“9本の利剣”」（仮訳：別添4）
- 別添1：中華人民共和国保守国家秘密法：現行法と修訂草案の比較
- 別添2：国家安全部「国家安全機関が関連部門と共同で外国にかかわる気象観測の特別管理を実施」

【注】別途の『中国経済光明論』の宣伝強化と中国経済の悲観的見通しの公表制限の動向」（2023.2.14）記事も参照。

I 香港基本法に基づく新たな国家安全維持条例の制定方針の公開（2024.1.30）

1. 経緯と概要

■経緯

- 香港基本法第23条では、香港特別行政区自ら、国家安全維持のための法律を制定することが規定されており、香港政庁は香港返還から間もない2002年から制定に向けて動き出した。しかし、大規模な反対運動が起これ、撤回・先送りされた。
- ※基本法第23条には、次のように規定されている。

「香港特別行政区は自ら法律を制定して国家反逆、国家分裂、反乱扇動、中央人民政府の転覆、および国家機密窃取などの行為を禁止し、外国の政治組織・団体が香港特別行政区で政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治組織・団体が外国の政治組織・団体と関係を結ぶことを禁止する」

- 他方、2019年6月に、大規模な抗議運動を受けながらも、中国政府主導で、別途の法令である「香港国家安全維持法」が制定され、これに反対した

民主派、識者らは逮捕、実刑判決を受けるなど、政治情勢の緊張が高まった。

○これにより、香港返還の際の英中共同声明で担保された一国二制度による香港の高度の自治が崩れたことから、米国は「香港人権民主主義法」に基づく貿易の優遇措置の撤廃等に向けた一連の制裁措置の検討を開始し、2020年7月に成立した対香港・中国制裁法である「香港自治法」に基づいて、香港行政長官等の主要当局者に対する金融制裁を発動したほか、これら制裁対象者と取引する金融機関にも金融制裁を科する枠組みとする等、緊迫した展開になった。米国は、EAR 上も2020年7月31日にそれまで香港向けに使用可能であった許可例外の適用をすべて停止し、12月23日にはEARのCommerce Country Chartから香港を削除し、中国と同等の扱いにした。

○他方、香港政府トップの李家超行政長官は2023年10月25日に行った施政報告（施政方針演説に相当）の中で、基本法23条に基づく国家安全条例の制定を2024年のうちに完了させると明示した。

○これを受けて、2024年1月30日に、李家超行政長官は、香港基本法第23条に基づく新たな国家安全維持条例の制定方針協議ペーパーを公表し、パブリックコメントの募集を開始した（中国語、英語の双方で公表：本資料末尾にURLを記載）。

■2019年の「香港国家安全維持法」の概要—「外国勢力結託罪」など

○「香港国家安全維持法」では、国家の分裂、中央政府の転覆、テロ活動のほか、対中国・香港制裁への対抗の色彩が濃い「外国勢力との結託」が刑罰対象とされた。

○これは、「外国勢力との結託による国家安全危害罪」（第29条）として規定されたが、企業や金融機関が、米中両国間で「踏み絵」を迫られる局面の発生が懸念された。

第四節 外国あるいは国外の勢力との結託による国家安全危害罪

第二十九条 外国あるいは国外の機構、組織、人員のために国家安全にかかわる国家秘密ある

いはインテリジェンスを窃取、偵察、買収、不法に提供する；外国あるいは国外の機構、組織、人員に依頼する、外国あるいは国外の機構、組織、人員と共謀する、あるいは直接、間接的に外国あるいは国外の機構、組織、人員の指図、支配、資金援助あるいはその他の形式での支援を受けることによって、以下の行為の一つを実施したならば、犯罪とする：

(一) 中華人民共和国に対して戦争を発動する、あるいは武力あるいは武力による威嚇によって、中華人民共和国の主権、統一と領土の保全に対して重大な危害をもたらす；

(二) 香港特別行政区政府あるいは中央人民政府が策定し執行する法律、政策に対して深刻な妨害を行い、かつ深刻な結果をもたらす恐れがある；

(三) 香港特別行政区の選挙に対して操作、破壊を行い、かつ深刻な結果をもたらす恐れがある；

(四) 香港特別行政区あるいは中華人民共和国に対して制裁、封鎖を行う、あるいはその他の敵対行動を採る；

(五) 各種の不法な方式を通じて香港特別行政区の居住民に中央人民政府あるいは香港特別行政区政府に対する憎しみを誘発し、かつ深刻な結果をもたらす恐れがある；

2 前項の罪を犯したものは、三年以上十年以下の有期懲役に処す；犯罪行為の重大な者は無期懲役あるいは十年以上の有期懲役に処す。本条第一項に規定にかかわる国外の機構、組織、人員は、共同犯罪によって罪を決定し、刑を量定する。

○「香港国家安全維持法」を巡る経過と懸念点については、以下の資料参照。

◎米国の香港自治法等による対中制裁及び香港国家安全維持法によるビジネス上の影響に関するQA風解説（2020.8.19）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/26-20200819-1.pdf>

■新たな国家安全条例制定方針の全体構成

○新たな国家安全条例は、2019年の香港国家安全維

持法には規定されていない犯罪を規定するもので、相互補完関係にあるとされる。

- また、新たな国家安全条例制定方針ペーパーでは、規定する罪に対応する英国、米国、豪州、カナダなどの法律規定を随所で紹介しており、海外からの批判に対して、諸外国の法令と同様であるとの反論材料を予め用意している感がある。
- 今回パブコメ募集された新たな国家安全維持条例案の制定方針文書は、次のような構成になっている。

第一章 国家安全擁護の憲法上の責任
 第二章 国家安全のリスクへの対処と国家安全擁護の制度体系の改善
 第三章 国家反逆と関連行為
 第四章 反乱、裏切り・離反扇動、および扇動の意図を伴う行為
 第五章 国家機密の窃取とスパイ行為
 第六章 国家安全を脅かす破壊等の活動
 第七章 国外の干渉および国家安全を脅かす活動に従事する組織
 第八章 条例案の域外適用
 第九章 国家安全擁護の法律制度と執行機構の改善に関するその他の事項

■総体的国家安全観の「安全」類型が拡大—11項目から20項目へ

- 「第一章 国家安全擁護の憲法上の責任」の中で、中国独特の国家安全の基本的概念である「総体国家安全観」について説明しているが、従来説明されてきた11項目から加わって、20項目の安全を包括しているとしている。

①政治の安全、②軍事の安全、③国土の安全、④経済の安全、⑤金融の安全、⑥文化の安全、⑦社会の安全、⑧科学技術の安全、⑨サイバーセキュリティ、⑩食料の安全、⑪生態系の安全、⑫資源の安全、⑬核の安全、⑭海外権益の安全、⑮宇宙の安全、⑯深海の安全、⑰極地の安全、⑱バイオの安全、⑲人工知能の安全、⑳データの安全

- その上で、香港は中国の不可分の一部として、総体国家安全観に基づいて、「中国国家安全法」における「国家安全」の定義を採用している（後述）。

国家の安全とは、国家の政権、主権、統一と領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展と国家のその他の重大な利益が比較的危険のない、国内外から脅威を受けない状態にあること、および安全な状態を保障し持続する能力を指す。

■扇動関連の罪の「改善」と暴動罪の新設

○内容

- ・既存の法令の改善—「反乱扇動罪」「不和扇動罪」「扇動的意図に関する罪」
- ・新設—「暴動罪」

○「不和扇動罪」での対象追加

- ・公務員が香港基本法の支持や香港特別自治区への忠誠を放棄するよう故意に扇動する行為
- ・香港特別自治区の中央人民政府の役職員が中華人民共和国への職務や忠誠を放棄するよう扇動する行為

○「扇動的意図に関する罪」

- ・国家の基本制度、国家機関、政府機関、憲法秩序に対する憎悪の扇動（憲法等の基本的制度、三権等の権威に対する憎悪・侮蔑、地域間・住民間での憎悪・敵対等を誘発する意図による行為
- ・制度等改善目的の正当な意見表明、問題指摘は認められる。

■国家機密の窃取とスパイ行為

○「国家秘密」の定義

- ・2023年10月公表の「中国保守国家秘密法」改正案の内容とほぼ同様である（後述）。

以下の1つに属す秘密が、合法的な権限なく開示されることで、国の安全を脅かす恐れがある場合、当該秘密は国家秘密とする。

- (a) 国および香港特別行政区の事務に関わる重大な意思決定における秘密；
- (b) 国防建設や武装力量に関わる秘密；

- (c) 国の外交や外事活動に関わる秘密、または香港特別行政区の対外事務に関わる秘密、または国や香港特別行政区が対外的に秘密保守義務を負う秘密事項；
- (d) 国または香港特別行政区の経済と社会の発展に関わる秘密；
- (e) 国または香港特別行政区の科学技術の開発または科学技術に関わる秘密；
- (f) 国家安全または香港特別行政区の安全擁護または犯罪捜査の活動に関わる秘密；
- (g) 中央と香港特別行政区の間の関係に関わる秘密。

・総体国家安全観に基づくこれらの「国家秘密」の定義は、明確性、予見可能性に乏しい。

○国家秘密の不法取得／不法所持／不法開示

・従来の公安条例では、窃取行為、外国（勢力）との共謀が犯罪対象になっていないとしている。

- (a) 情報、文書、その他の物品が国家機密であること、または国家機密を含むことを知ること。
- (b) 情報、文書、その他の物品が国家機密である、または国家機密を含むと信じる合理的根拠があり、国家安全保障を危険にさらす意図がある場合、合法的な権限なく、情報、文書、物品を取得／所持／開示すること。

○スパイ行為／外部組織への参加・支援

・スパイ罪の拡充の必要性を、以下のように説明している。

現行の公安秘密条例でも「スパイ罪」を規定して禁止されている。その一方で、現在のスパイ活動は、機密を盗んだり、敵を「密告」したりする行為に限られる。特定の国の諜報組織は、他国への破壊工作、潜入、妨害行為を組織することに慣れている。香港版「カラー革命」の最中、政府に対する憎悪を煽るために、外部の勢力が香港の諜報員を扇動し、偽の、あるいは誤解を招くような情報を流布させたのは、典型的な現代のスパイ行為であった。

・その上で、既存の「スパイ行為」という犯罪を改善し、以下の行為を対象とすることを提案している。

●スパイ行為

- (a) 国家安全保障を脅かす目的で以下の行為を行うこと。
 - (i) 禁止場所への接近、検査、上空の通過、もしくは下空の通過、禁止場所への立ち入りもしくは立ち入り禁止場所への立ち入り、または禁止場所の近隣に存在すること（電子的もしくは遠隔的手段により当該行為を行うことを含む）；
 - (ii) 外部勢力にとって有用な目的である、またはそれを意図する情報、文書、その他の物品を入手（通信傍受によるものを含む）、収集、記録、作成、所持、または他者に伝達すること。
- (b) 外部勢力と共謀して、虚偽または誤解を招くような事実を公表し、その者が、国家安全保障を意図して、または国家安全保障が脅かされるかどうかについてわきまえず、そのような事実を公表し、かつその公表が虚偽または誤解を招くものであることを知っている場合。

●外部組織への参加・支援

国家安全保障を危険にさらす意図をもって（または国家安全保障が危険にさらされるかどうかに関してわきまえていないことを承知の上で）、外部情報に関して以下の行為を行うこと。

- (a) 組織のメンバーになる
- (b) 組織（または組織を代行する者）に対して実質的な支援（財政的支援や情報の提供、組織のメンバーの勧誘を含む）を提供すること。
- (c) 組織（または組織を代表して行動する者）が提供する実質的な便宜を受けること。

■国家安全保障を脅かす妨害活動の罪／コンピュータや電子システムに関連する行為を行い、国家安全保障を危険にさらす犯罪

○「国家安全保障を脅かす妨害活動」の罪

- ・ 国家安全保障を危険にさらす意図を持って（または国家安全保障が危険にさらされるかどうかをわきまえず）、公共インフラを損傷または弱体化させる。
- ・ 保護される公共インフラには、中央当局や香港特別自治区政府の施設、公共交通施設、給水、排水、エネルギー、燃料、通信などの公共サービスを提供する公共施設が含まれる。

○合法的な権限を持たずにコンピュータや電子システムに関連する行為を行い、国家安全保障を危険にさらす」犯罪

国家安全保障を危険にさらす意図で、合法的な権限を持たず、また合法的な権限を持たないことを知りながら、コンピュータまたは電子システムに関連する行為を行い、それによって国家安全保障を危険にさらす（または危険にさらす可能性がある）行為

■外部からに干渉および国家安全を脅かす活動に従事する組織に関する罪

○「外部干渉罪」の導入

- ・「香港国家安全維持法」での「外国勢力結託罪」とも密接な関係があると思われる。

(a) 以下のような妨害効果をもたらす目的で、外部勢力と協力して行為に関与し、行為に関与する際に不適切な手段を用いること。

- 中央人民政府または香港特別行政区の行政当局に対し、政策や措置の策定や執行、その他の意思決定の策定や執行において影響を与えること；
- 香港特別行政区の選挙を妨害する；
- 立法評議会の機能遂行に影響を与える；
- 裁判所の職務遂行に影響を及ぼすこと。
- 中央当局と香港特別自治区との関係、または中国もしくは香港特別自治区と外国との関係を害すること。

(b) 「外部勢力と協力する」とは、以下のような状況を指す。

- 外部勢力によって計画された、あるいはそうでなければ指導された活動に参加すること。
- 外部勢力に代わって行為に関与すること。
- 外部勢力への協力として、その行為に関与すること。
- 外部勢力の統制、監督、指示の下で、または外部勢力の要請により、行為に従事すること；
- 外部勢力の資金提供やその他の手段による支援を受けて、その行為に関与すること。

(c) 「不適切な手段」とは、

- 故意に重要な虚偽の説明をすること；
- 人に暴力を振るう、または振るうと脅迫すること；
- 人の財産を破壊、毀損すること、または破壊、毀損すると脅迫すること；
- 人に経済的損失を与えること、または人に経済的損失を与える恐れがあること；
- 人の名誉を傷つけたり、傷つける恐れがあること；
- 人に精神的な傷を与えたり、不当な精神的圧力をかけたりすること；
- 犯罪を構成する行為

・上記の罪のうち、「行政当局に対し、政策や措置の策定や執行、その他の意思決定の策定や執行において影響を与えること」とあるが、これによって国際金融センターである香港の政府の政策、措置に意見表明、ロビー活動が否定されるものではない旨述べている。

香港は国際都市であり国際金融センターであるため、香港の機関、組織、個人と世界各地からの機関、組織、個人との交流や、外国の機関や組織が香港に事務所を構え業務を開始することを歓迎する。香港特別自治区政府の政策や措置は、香港特別自治区内の外部の機関、組織、個人に影響を与える可能性があるため、これらの機関、組織、個人（政治団体を含む）は、以下のような香港特別自治区政府の政策や措置について合理的な意見を表明する正当な必要性があ

るかもしれない。
地元の組織や個人を通じたロビー活動など。したがって、上記のようなやり取りを一律に禁止するようなアプローチを採用することは推奨しない。ただし、このような政治活動は、合法的かつ適切な手段によって行われ、国家安全保障上のリスクをもたらすものであってはならない。香港特別自治区政府には、わが国の主権と政治的独立を守る責任がある。この観点から、HKSAR 政府は、外部勢力が HKSAR の正常な運営に干渉することを効果的に防止し、外部勢力が代理人や代理組織を通じてわが国や HKSAR の問題に不法に干渉し、わが国の主権と政治的独立を損ない、ひいては国家の安全保障を危うくすることを防止するための適切な措置を講じなければならない。

○国家安全保障を危険にさらす組織の禁止に関する法律の運用改善

・現行の団体条例等では、外国・台湾の政治団体、違法組織にしか適用されないが、各種団体・組織が国家安全に影響を与える可能性があることを踏まえて、規制対象を追加するとの説明をしている。

(A) 適用組織の範囲の改善

- (a) 香港特別自治区内での現地組織の運営または継続的な運営を禁止することが必要であると合理的に判断した場合、官報に掲載される命令により、当該組織の香港特別自治区内での運営または継続的な運営を禁止することができる。
- (b) 地方組織が政治団体であり、外部の政治団体と関係がある場合、安全保障長官は、官報に掲載された命令により、当該地方組織の香港特別自治区内での運営または継続的な運営を禁止することができる。

(B) 香港特別自治区と関係のある、国家の安全を脅かす外部組織の香港特別自治区内での活動を禁止する。

- (a) その組織が香港特別自治区で活動を行う場合；
- (b) 香港特別自治区内のいかなる人物も、当該

団体の役員もしくは会員として活動する、または当該団体の役員もしくは会員であると公言もしくは主張する；

- (c) 当該団体が、香港特別自治区内のいかなる人物からも、直接的または間接的に、いかなる種類の寄付、融資、資金援助、その他の援助を勧誘または受領すること。
- (d) 香港特別自治区内のいかなる人物に対しても、直接的・間接的を問わず、寄付、融資、資金援助、その他の援助を行う組織。

■国家安全保障のための法制度および執行メカニズムの改善に関する事項

○目指すべき事項として、以下が指摘されている。

- (a) 国家安全保障を脅かす犯罪に関する複雑な事案について、法執行機関が捜査するための十分な時間を確保し、共犯者への密告など捜査を危うくする事態を 방지、保釈された者が国家安全保障をさらに脅かす危険を回避するための措置；
- (b) 逃亡行為に対処し、闘い、抑止し、防止することができる措置、および法執行および司法手続きに参加するために逃亡者を香港に戻すことができる措置；
- (c) 国家安全保障に関する事件を公正かつ適時に処理するという目的をよりよく達成できるような措置を講じ、国家安全保障に関する事件の法的手続きを改善する；
- (d) 国家安全保障を脅かす犯罪で有罪判決を受けた受刑者について、その受刑者がもはや国家安全保障を脅かすものではないと信じる十分な根拠が関係当局にある場合に限り、早期釈放を認める措置；
- (e) 国家安全保障に関わる仕事を扱う人を、「ドックス」や嫌がらせから効果的に保護するための措置。

2. 懸念についての報道

■香港での国際ビジネスへの影響に関する懸念

- 人権面からの懸念とともに、国際ビジネスへの影響に関する懸念も報じられている（FT2024.1.30付）。
 - ・「提案されている法律の範囲は非常に広い。海外の民主化活動家に対する圧力を強め、香港での外国NGOの活動を圧迫する可能性がある。このような規定は、ビジネスに開かれたグローバル・ハブとしての香港の地位をさらに損ないかねない。」
 - ・「国際的なビジネスが中国本土でトラブルに巻き込まれ、(ビジネスパーソンが) 国家機密違反の疑いで拘束されている。国家安全保障の非自由主義的解釈が、第23条の実施を特徴づけるのではないか。」
 - ・(香港のある外国商工会議所の代表：匿名)「我々が類似性を強調するよりも相違点を強調することが重要だと感じている時に、海外の企業の利害関係者はこれを香港を本土とより密接に一致させるものと見なす危険性がある」

■故意条件の「曖昧さ」に関する懸念

- 今回の制定方針ペーパーでは、国家機密の窃盗、扇動的意図による行為、スパイ行為、暴動罪等の罪が提示されている。その多くは「故意」を違反の判断の重要な要素として考慮するとされているが(例:「国家安全を危うくする意図で」「(憎悪や侮辱を抱かせること等を) 扇動する意図で」)、この用語は「曖昧」であり、裁判官に解釈の自由を与える可能性があるとの懸念が、一部の法律学者、政治学者らから指摘されていると報じられている。他方で、「故意」という言葉の使用は、数え切れないほどの判例によって裏付けられているとし、当局側の立証責任が高くなるとの見方もあるという（SCMP2024.2.2付）。
 - 評価として、次のような点が紹介されている。
 - ・「故意規定は、曖昧で広範なものであり、平和的な政治活動を標的にするために使用される可能性があることが懸念される。このようなやり方は、政府が近年、野党議員やジャーナリスト、NGO活動家などの批判者を標的にするために、北京で制定された国家安全保障法を使ってきたのと同じことだ。」「現地の安全保障問題を中国の憲法と法律に

結びつけ、検察官と裁判官には「故意」の意味の解釈、特に国家安全保障問題との関連において大きな自由裁量が与えられている。」

- ・「故意」や「憎悪」といった概念は定義が難しい。このような感情は人々の心の中にあるもので、直接観察することはできない。エビデンスの基準によって、多くのことが決まると思う。観察可能な行動から意図についてある程度の結論を導き出すことは可能であろうが、証拠の基準は残る。例えば、肥料の採取が、販売、使用、あるいは爆発物の製造を目的としたものであるかどうかは、必ずしも自明ではない。」
- ・「香港の裁判所は犯罪の意図の判断について「非常に経験豊富」であり、その処理方法は国家安全保障と通常の刑事犯罪の両方で類似している。(当局は) 故意を証明するために多くの具体的な証拠を使わなければならない」

■国家安全保障事件容疑者の勾留期間延長計画に関する懸念

- 勾留延長と逮捕者の法定代理人への連絡禁止が「非常に懸念される」との指摘が報じられている（SCMP2024.2.1付）。
 - ペーパーの中で、当局は逮捕者の保釈を延期し警察の捜査時間を確保することや、逃亡防止策の実施、国家安全犯罪で有罪判決を受けた受刑者の早期釈放の基準厳格化、逃亡者のパスポート失効等の提案がなされている。英国の国家安全保障法の例を援用している。
 - これらに関して、西側識者による次のような趣旨の批判が紹介されている。
 - ・「香港政府はこれらの刑事裁判における司法のプロセスを短縮したいと考えているように見える。香港の自国の法律を他の司法管轄区と直接比較するのは不公平であり、英国のような西側諸国では、警察や政府による権力の横暴を防ぐために、司法のセーフガードがある。拘留を延長する場合、(警察は) 延長が認められる前に、具体的な根拠があることを裁判所が認める必要がある。」
 - ・「拘留延長や逮捕者の法定代理人との連絡を禁止する提案は非常に懸念される。虐待に対する主な安全策は、すぐに法的な関与を得ることであり、弁護士との相談を禁止し、拘留を延長することは、

重要な人権や法的保護措置からさらに逸脱することになる。コモン・ローの世界における主要なセーフガードは、すぐに法的関与が得られることであり、そのために、可能な限り早い段階で弁護士が依頼人に会うことができる。」

3. 関係サイト

① 《中華人民共和国香港特别行政区基本法》第23条の立法に関するパブコメ募集文書

(中華人民共和国香港特别行政区政府保安局サイト)

(中国語) (公示) <https://www.sb.gov.hk/chi/bl23/consultation.html>

(文書本体) https://www.sb.gov.hk/chi/bl23/doc/Consultation%20Paper_TC.pdf

(説明書) https://www.sb.gov.hk/chi/bl23/doc/Leaflet_23_TC.pdf

(英語版) (公示) <https://www.sb.gov.hk/eng/bl23/consultation.html>

(文書本体) https://www.sb.gov.hk/eng/bl23/doc/Consultation%20Paper_EN.pdf

(leaflet) https://www.sb.gov.hk/eng/bl23/doc/Leaflet_23_EN.pdf

② (2024年1月30日の香港特别行政区立法会保安事務委員会および司法・法律事務委員会の会議議事)

「保安事務委員會及司法及法律事務委員會(會議議程)2024年1月30日」(中華人民共和国香港特别行政区立法会サイト)

<https://www.legco.gov.hk/yr2024/chinese/panels/se/agenda/se20240130j.htm>

(討論内容「《基本法》第23条立法のパブコメ募集について」(立法会CB(2)102/2024(01)号文書) <https://www.legco.gov.hk/yr2024/chinese/panels/se/papers/seajls20240130cb2-102-1-c.pdf>

③ 《中華人民共和国香港特别行政区基本法》(香港特别行政区政府サイト・基本法) <https://www.basiclaw.gov.hk/tc/basiclaw/index.html> ;

(pdf版) https://www.basiclaw.gov.hk/filemanager/content/tc/files/basiclawtext/basiclaw_full_text.pdf

II 全人代での「中国保守国家秘密法」修訂草案の審議開始

保守国家秘密法(以下、保密法)修訂草案が、2023年10月20日に全人代常務委に初の審議に提出された。同法は1988年に制定され、2010年に改正されたが、いくつかの方面から保密法に対して重点的に修訂を行ったとのこと。

※新旧対照表は、[別添1](#)参照。

■修訂概要

新華網(2023.10.20付)によれば、修訂の大意以下の通り。

- 党による秘密保守管理の原則を徹底的に実行し、管理体制・仕組みを改善している。「中国共産党の国家秘密保守業務に対する指導を堅持する」と明確に規定しており、全国の秘密保守業務の指導、国家秘密保守業務の方針・政策の研究・提出、国家秘密保守業務戦略と重大な政策措置の研究・策定と指導、国家秘密保守の重大事項と重要業務の統一的調整、国家秘密保守法治建設の推進などの方面における中央の秘密保守業務指導機構の職責・任務を明確にしている。
- 機関、団体における秘密保守業務責任制を実施するための要求事項を細分化し、秘密保守の宣伝・教育を強化し、秘密保守にかんする科学技術の研究と応用を支援し、秘密保守のための幹部チームの建設と専門人材の育成を強化するための規定を設けている。
- 秘密指定・指定解除の管理における要求事項を細分化し、国家秘密の定期的なチェックと秘密指定解除の成熟した方法を洗練して法律規定に引き上げている。
 - ・国家秘密に関わる電子文書は国家秘密の標識をつけなければならないと規定
 - ・機関、団体は確定された国家秘密を毎年審査しなければならないことを明確化
 - ・自身で秘密指定解除を行う規定を細分化し、国家秘密の秘密保守期間が終了したが、秘密保守期間延長の決定がなされていない場合、自ら秘密指定解除を行うことを明確化
- インターネット、ビッグデータ、人工知能等の新

技術、新たな応用が尽きることなく次々と現れており、秘密保守科学技術の自立自強に対してより高い要求が打ち出されている。

- ・国が秘密保守科学技術の研究と応用を奨励・支援し、独自イノベーション能力を向上させ、核心重要技術を掌握し、秘密保守技術産業を育成し、法に基づいて秘密保守分野の知的財産権の総体要求を保護することを明確化。
- ・秘密に関わる情報システムの全過程は国の秘密保守の規定と標準を満たし、秘密に関わる情報システムのリスク評価の要求を明確にし、秘密に関わる情報システムの“欠点をもったままの運用”を避けなければならないと規定。
- ・国はセキュリティ秘密保守製品と秘密保守技術装備の抽出検査、再検査制度を構築することを規定している。

■「中国保守国家秘密法」修訂案における「国家秘密」の定義

- 「国家秘密」の定義については、修訂前後で変わりはない。
「国民の経済と社会の発展における秘密事項」「科学技術における秘密事項」等、抽象的なものに留まっている。

《中華人民共和国保守国家秘密法》第9条（修訂草案第13条）：

国の安全と利益に関わる以下の事項のうち、漏洩されると国の政治・経済・国防・外交等の分野の安全と利益を損なう恐れのあるものは、国家秘密と定める：

- （一）国事の重大な意思決定における秘密事項
- （二）国防建設と武装力量の活動における秘密事項
- （三）外交と外交事務活動における秘密事項及び対外的に秘密保守義務を負う秘密事項
- （四）国民の経済と社会の発展における秘密事項
- （五）科学技術における秘密事項
- （六）国家安全擁護活動と刑事犯罪の追求における秘密事項
- （七）国家保密行政管理部門が定めたその他の秘密事項
政党の秘密事項において前項の規定に合致す

るものは、国家秘密に属する。

- これらの「国家秘密」の定義は、前掲の香港での新たな国家安全維持条例制定方針ペーパーで示されたもののベースとなっており、ほぼ同内容である。
- バスケットクローズとして、「国家保密行政管理部門が定めたその他の秘密事項」があり、国家安全部の裁量で拡大できるようになっている。

III 「総体国家安全観」の拡大動向

前掲の香港基本法に基づく新たな国家安全維持条例の制定方針ペーパーの中で、「総体国家安全観」は、従来の11項目から、最近の情勢を踏まえて20項目に拡大した形で解説されている。

■総体的国家安全観の「安全」類型が拡大—11項目から20項目へ

- 「第一章 国家安全擁護の憲法上の責任」の中で、中国独特の国家安全の基本的概念である「総体国家安全観」について説明しているが、従来説明されてきた11項目から加わって、20項目の安全を包括しているとしている。

※下記の下線部分が追加されている9項目。最近の中国の経済状況や対外姿勢を色濃く反映したものになっている。

この概念の内容は豊富で、現在までに20の伝統・非伝統的安全分野：

政治の安全、軍事の安全、国土の安全、経済の安全、金融の安全、文化の安全、社会の安全、科学技術の安全、サイバーセキュリティ、食料の安全、生態系の安全、資源の安全、核の安全、海外権益の安全、およびいくつかの新分野の安全（宇宙の安全、深海の安全、極地の安全、バイオの安全、人工知能の安全とデータの安全）を包括している。

- そこでは、次のように「総体国家安全観」は「目まぐるしく変化し、かつ多様」であることを指摘

している。

(習近平主席が2014年の提示した) 総体国家安全観の“総体”の二文字が強調しているのは、大局・全体・全面的角度からこれら目まぐるしく変化し、多様で、かつしばしば相互に関連する安全上のリスクを理解し、対応しなければならないということである。

■「気象データ」も、軍事・食料・生態等の「国家安全」に密接に関わる

○国家安全部は、2023年12月7日に公式SNSに掲載した「事実の誹謗中傷は許さない！《反スパイ法》が“ビジネス環境を破壊する”という4つの誤り（下）」の中で、「気象データ」の安全確保のために、全国20余り省に広く分布する外国が関わる気象観測点を発見し、リスクを除去したと述べた。

中国が他国のデジタル主権を尊重し、不法な他国のデータ情報に反対する鮮明な態度を堅持しているのに対し、一部の外国組織と人員は故意に中国の法律に違反し、わが国国内でわが国の国家安全と利益にかかわるデータを公然と収集・伝送している。最近、国家安全機関は関連部門と共同で特別管理を行い、全国20余りの省に分布する数百の不法な外国にかかわる気象観測点を発見し処理し、適時にリスク・潜在的危険を取り除き、法に従ってデータ安全を擁護した。

○これについては、2023年10月30日に特別管理を実施した旨公表したものであるが、そこでは、総体国家安全観を構成する様々な「国家安全」に関わっているとし、不法な越境伝送は中国の国家主権、安全保障、発展の利益を脅かすものであるとしている。

気象データは基礎データであり、よく見られるものには日常観測データ、衛星データ、レーダーデータ等があり、これらは情報セキュリティと資源セキュリティの構成要素であり、軍事の安全、食料の安全、生態の安全、気候変化、公共

の利益と密接にかかわっており、気象データを不法に収集し越境伝送する行為はわが国の国家主権、安全保障、発展の利益を脅かすものである。

- 気象データの安全を守るため、2022年、中国気象局、国家安全部、国家保密局は共同で《涉外気象観測・資料管理弁法》を發布し、一定の機微エリアにおける海外に関わる気象観測点の設立に行政許可制としたとのこと。
- 国家安全部による特別管理実施に関する発表は、[別添2](#) 参照。

IV 国家安全部の発信動向

- 国家安全部は、昨2023年8月からSNSを開設し、国家安全に関係する様々な発信を行うようになった。国家安全だけでなく、経済分野の情報に関しても中国のマイナス面についての分析・発信等を封じる動きも見せている。
- その点は、別稿で紹介するとして、国家安全に関する2つの最近の記事を紹介する。いずれも国家安全法令とその規制行為の紹介と警告になっている。

(1) 「アドバイスに耳を傾けて、国家安全機関からこれら“10杯のお茶”に誘われないように」

○次のような出だしで警告し、事情聴取される場合の例を10パターン示している。

インターネット上でホットワードとなっている“請喝茶（お茶をどうぞ）”はネットユーザーによって“違法犯罪の疑いで事情聴取されている、または調査を受けている”という意味が与えられている。《刑事訴訟法》《反スパイ法》等の法律法規は国家安全機関に刑事上の法執行権限と行政上の法執行権限を与えている。それではどのような場合に国家安全機関から“お茶に誘われる”のであろうか？我々は以下に10の主要な状況を整理した。

- [別添3](#) の仮訳参照。

(2) 「国家安全を守るための“9本の利剣”」

○次のように述べて、9つの重要法令を紹介している。

2015年の新《国家安全法》を契機に、20余りの国家安全の特別法が相次いで制定・実施され、中国の特色ある国家安全法律制度体系の構築・形成が加速され、強国建設、民族復興のための堅固な国家安全法治の防壁が構築された。そのうち、9本の法律が国家安全擁護の面で重要な役割を果たしており、“9本の利剣”と言える。

- “9本の利剣”とは、
《国家安全法》《反スパイ法》《反国家分裂法》《反テロリズム法》《反外国制裁法》《サイバーセキュリティ法（网络安全法）》《核安全法》《生物安全法》《データ安全法》
- [別添4](#) の仮訳参照。

別添 1

中華人民共和国保守国家秘密法：現行法と修訂草案の比較

○中華人民共和国保守国家秘密法（修訂草案）

*公示：「保守国家秘密法（修訂草案）征求意见」（中国人大網・法律草案征求意见 2023 年 10 月 25 日）¹*中華人民共和国保守国家秘密法（修訂草案）全文²

○中華人民共和国保守国家秘密法：現行法と修訂草案の比較

A：構成

現行（6 章 53 条）	修訂草案（6 章 62 条）
第一章 総則（第 1～8 条）	第一章 総則（第 1～12 条）
第二章 国家秘密の範囲と秘密等級（第 9～20 条）	第二章 国家秘密の範囲と秘密等級（第 13 条～24 条）
第三章 保密制度（第 21～40 条）	第三章 保密制度（第 25～45 条）
第四章 監督管理（第 41～47 条）	第四章 監督管理（第 46～54 条）
第五章 法的責任（第 48～51 条）	第五章 法的責任（第 55～59 条）
第六章 附則（第 52～53 条）	第六章 附則（第 60～62 条）

B：条文の対応・主要変更部分（抜粋） ※現行法の条文は修訂草案の並びに合わせて配列

現行法	修訂草案
第一章 総則	第一章 総則
第一条 国家秘密を守り、国家安全と利益を守り、改革開放と社会主義建設事業の円滑な進行を保障するため、本法を制定する。	第一条 国家秘密を守り、国家安全と利益を守り、改革開放と社会主義現代化建設事業の円滑な進行を保障し、中華民族の偉大な復興を実現するため、憲法に基づいて、本法を制定する。
第二条	第二条（変更なし）
	（新規追加）第三条 中国共産党の国家秘密保守業務（以下、保密業務と略）に対する指導を堅持する。中央保密業務指導機構は全国の保密業務を指導し、国家保密業務の方針・政策を研究・提出し、国家保密業務戦略と重大な政策措置の研究・策定と指導を行い、国家保密重大事項と重要業務を統一的に調整し、国家秘密保守法治建設を推進する。
第四条	第四条
第三条	第五条
第五条	第六条
第六条	第七条
第七条	第八条
	（新規追加）第九条 国はさまざまな形式を講じて保密宣伝教育を強化し、保密教育を国民教育体系と幹部教育訓練体系に組み込み、マスメディアは社会に向けて保密宣伝教育を行い、社会全体の保密意識を強化する。
	（新規追加）第十条 国は保密科学技術研究と応用を奨励・支援し、独自イノベーション能力を向上させ、核心重要技術を掌握し、保密技術産業を育成し、法に基づいて保密分野の知的財産権を保護する。

¹ <http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?lid=ff8081818b288414018b60cbbffc5ce0>² <http://www.npc.gov.cn/flcaw/flca/ff8081818b288414018b60cbbffc5ce0/attachment.pdf>

	(新規追加) 第十一条 県級以上の人民政府は保密業務を本級の国民経済と社会発展計画に組み込み、必要経費を本級の予算に計上しなければならない。 機関・団体の保密業務実施における必要経費は当該機関・当該団体の年度予算または年度収支計画に計上しなければならない。
第八条	第十二条
第二章 国家秘密の範囲と秘密等級	第二章 国家秘密の範囲と秘密等級
第九条 国の安全と利益に関わる以下の事項のうち、漏洩されると国の政治・経済・国防・外交等の分野の安全と利益を損なう恐れのあるものは、国家秘密と定める： (一) 国事の重大な意思決定における秘密事項； (二) 国防建設と武装力量 ³ の活動における秘密事項； (三) 外交と外交事務活動における秘密事項および対外的に秘密保守義務を負う秘密事項； (四) 国民の経済と社会の発展における秘密事項 (五) 科学技術における秘密事項 (六) 国家安全擁護活動と刑事犯罪の追求における秘密事項； (七) 国家保密行政管理部門が定めたその他の秘密事項。 政党的秘密事項において前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。	第十三条 (変更なし) 国の安全と利益に関わる以下の事項のうち、漏洩されると国の政治・経済・国防・外交等の分野の安全と利益を損なう恐れのあるものは、国家秘密と定める： (一) 国事の重大な意思決定における秘密事項； (二) 国防建設と武装力量 ⁴ の活動における秘密事項； (三) 外交と外交事務活動における秘密事項および対外的に秘密保守義務を負う秘密事項； (四) 国民の経済と社会の発展における秘密事項 (五) 科学技術における秘密事項 (六) 国家安全擁護活動と刑事犯罪の追求における秘密事項； (七) 国家保密行政管理部門が定めたその他の秘密事項。 政党的秘密事項において前項の規定に合致するものは、国家秘密に属する。
第十条 国家秘密の秘密等級は絶密、機密、秘密の三等級に分ける。 絶密級国家秘密は最重要の国家秘密で、その漏洩は国家安全と利益が特に重大な損害を受けるものである；機密級国家秘密は重要な国家秘密で、その漏洩は国家安全と利益に重大な損害を受けるものである；秘密級国家秘密は一般的な国家秘密で、その漏洩は国家安全と利益が損害を受けるものである。	(変更なし) 第十四条 国家秘密の秘密等級は絶密、機密、秘密の三等級に分ける。 絶密級国家秘密は最重要の国家秘密で、その漏洩は国家安全と利益が特に重大な損害を受けるものである；機密級国家秘密は重要な国家秘密で、その漏洩は国家安全と利益に重大な損害を受けるものである；秘密級国家秘密は一般的な国家秘密で、その漏洩は国家安全と利益が損害を受けるものである。
第十一条	第十五条
第十二条	第十六条
第十三条	第十七条
第十四条	第十八条
第十五条	第十九条
第十六条	第二十条
第十七条 機関・団体は国家秘密を運ぶ紙媒体、光媒体、電磁媒体等の媒体（以下、国家秘密媒体と略）および国家秘密に該当する設備・製品に対して、国家秘密の標識を付けなければならない。 国家秘密に該当しないものは、国家秘密の標識を付けてはならない。	第二十一条 機関・団体は国家秘密を運ぶ紙媒体、光媒体、電磁媒体等の媒体（以下、国家秘密媒体と略）および国家秘密に該当する設備・製品に対して、国家秘密の標識を付けなければならない。 国家秘密に関わる電子文書は国の関連規定に基づいて国家秘密の標識を付けなければならない。 国家秘密に該当しないものは、国家秘密の標識を付けてはならない。
第十八条	第二十二条
第十九条	第二十三条

³ 武装力量とは「armed forces (国軍)」の意。《中華人民共和国国防法》第22条に「中華人民共和国の武装力量は、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊、民兵から構成される」とある。参考：「The Diversified Employment of China's Armed Forces」(《中国武装力量の多様化運用》白書 [英文版]) (人民網 2013年4月16日) <http://en.people.cn/90786/8209362.html>；「中华人民共和国国防法」(中華人民共和国国防部サイト 2020年12月27日) http://www.mod.gov.cn/regulatory/2020-12/27/content_4876050.htm

⁴ 武装力量とは「armed forces (国軍)」の意。《中華人民共和国国防法》第22条に「中華人民共和国の武装力量は、中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊、民兵から構成される」とある。参考：「The Diversified Employment of China's Armed Forces」(《中国武装力量の多様化運用》白書 [英文版]) (人民網 2013年4月16日) <http://en.people.cn/90786/8209362.html>；「中华人民共和国国防法」(中華人民共和国国防部サイト 2020年12月27日) http://www.mod.gov.cn/regulatory/2020-12/27/content_4876050.htm

第二十条	第二十四条
第三章 保密制度	第三章 保密制度
第二十一条	第二十五条
第二十二条	第二十六条
第二十五条	第二十七条
第二十六条	第二十八条
第二十三条	第二十九条
第二十四条 機関・団体は秘密に関わる情報システムに対する管理を強化し、いかなる組織または個人も以下の行為を行ってはならない。 (一) 秘密に関わるコンピュータ、秘密に関わるストレージ設備をインターネットおよびその他の公共通信ネットワークに接続する； (二) 防護措置を講じていない状況下で、秘密に関わる情報システムとインターネットおよびその他の公共情報ネットワークとの間で情報交換を行う； (三) 秘密に関わらないコンピュータ、秘密に関わらないストレージ設備を使用して国家秘密情報を保存・処理する； (四) 秘密に関わる情報システムのセキュリティ技術プログラム、管理プログラムを無断でアンインストール、修正する； (五) セキュリティ技術処理を行わずに使用を止めた秘密に関わるコンピュータ、秘密に関わるストレージ設備を寄贈、販売、廃棄する、または他の用途に変更する。	第三十条 機関・団体は情報システム、情報設備に対する保密管理を強化し、保密自主管理施設を建設し、セキュリティ・保密リスクの潜在的危険を適時に発見・処理しなければならない。いかなる組織または個人も以下の行為を行ってはならない。 (一) 国の保密規定と標準に基づいて有効な保密措置を講じずに、秘密に関わる情報システム、秘密に関わる情報設備をインターネットおよびその他の公共通信ネットワークに接続する； (二) 国の保密規定と標準に基づいて有効な保密措置を講じずに、秘密に関わる情報システム、秘密に関わる情報設備とインターネットおよびその他の公共情報ネットワークとの間で情報交換を行う； (三) 秘密に関わらない情報システム、秘密に関わらない情報設備を使用して国家秘密を保存・処理する； (四) 秘密に関わる情報システムのセキュリティ技術プログラム、管理プログラムを無断でアンインストール、修正する； (五) セキュリティ技術処理を行わずに使用を止めた秘密に関わる情報設備を寄贈、販売、廃棄する、または他の用途に変更する。 (六) その他の情報システム、情報設備の保密規定に違反する行為。
	(新規追加) 第三十一条 セキュリティ保密製品と保密技術装備は国の保密規定と標準を満たしていなければならない。 国はセキュリティ保密製品と保密技術装備の抽出検査、再検査制度を構築する。国家保密行政管理部門が設立した、あるいは権限を与えた機構がセキュリティ保密製品と保密技術装備に対して検査を行う。
第二十七条	第三十二条
第二十八条	第三十三条
第二十九条 機関・団体が公表する情報および国家秘密に関わるプロジェクト、貨物、サービスに対して調達を行うさい、保密規定を遵守しなければならない。	第三十四条 機関・団体は法に基づいて公開しようとする情報に対して保密審査を行わなければならない。公開されるいかなる情報も国家秘密に関わるものであってはならない。
	(新規追加) 第三十五条 国家秘密に関わるデータ処理活動とその安全管理は国の保密規定を満たしていなければならない。 国家保密行政管理部門と省・自治区・直轄市の保密行政管理部門は関連主管部門と共同でセキュリティ保密予防管理の仕組みを構築し、セキュリティ保密予防管理措置を講じ、データの集約・関連付けに起因する秘密漏洩のリスクを防止する。機関・団体は集約・関連付け後に国家秘密事項に該当するデータに対してセキュリティ管理を強化しなければならない。
第三十条	第三十六条
第三十一条	第三十七条
第三十二条	第三十八条

<p>第三十三条 軍事制限区域および国家秘密で対外開放していないその他の場所・位置は、保密措置を講じなければならない。関連部門の承認を得ずに、対外開放または開放範囲の拡大を無断で決定してはならない。</p>	<p>第三十九条 軍事制限区域、軍事管理区および国家秘密で対外開放していないその他の場所・位置は、保密装置を講じなければならない。関連部門の承認を得ずに、対外開放または開放範囲の拡大を無断で決定してはならない。 秘密に関わる軍事施設およびその他の重要な秘密に関わる団体の周辺区域は国の保密規定に基づいて保密管理を強化しなければならない。</p>
<p>第三十四条第一項 国家秘密媒体の製作、複製、補修、廃棄、秘密に関わる情報システムの統合、または武器装備の科研究生産など国家秘密に関わる業務に従事する企業事業団体は、保密審査を受けなければならない。具体的な方法は國務院が規定する。</p>	<p>第四十条 国家秘密に関わる業務に従事する企業事業団体は、相応の業務能力と保密管理能力を備え、国の保密規定を遵守しなければならない。 国家秘密媒体の製作、複製、補修、廃棄、秘密に関わる情報システムの統合、武器装備の科研究生産、または秘密に関わる軍事施設の建設など国家秘密に関わる業務に従事する企業事業団体は、審査・承認を通じて、保密資格を取得しなければならない。</p>
<p>第二十九条； 第三十四条第二項</p>	<p>第四十一条</p>
<p>第三十五条</p>	<p>第四十二条</p>
<p>第三十九条</p>	<p>第四十三条</p>
<p>第三十七条 秘密に関わる人員の出国は関連部門の承認を得なければならない。関連機関が秘密に関わる人員の出国が国家安全に気概をもたらすまたは国家利益に重大な損失をもたらすと認めたらば、出国を承認してはならない。 第三十八条 秘密に関わる人員の離任・離職には秘密保持期間による管理を実行する。秘密に関わる人員は秘密保持期間内において、規定に基づいて保密義務を履行しなければならない。規定に違反して就業してはならず、いかなる方式であっても国家秘密を漏洩してはならない。</p>	<p>第四十四条 秘密に関わる人員の出国は関連部門の承認を得なければならない。関連機関が秘密に関わる人員の出国が国家安全に気概をもたらすまたは国家利益に重大な損失をもたらすと認めたらば、出国を承認してはならない。 秘密に関わる人員の離任・離職には秘密保持期間による管理を実行する。秘密に関わる人員は秘密保持期間内において、規定に基づいて保密義務を履行しなければならない。規定に違反して就業および出国してはならず、いかなる方式であっても国家秘密を漏洩してはならない；秘密保持期間終了後、国の保密規定を遵守し、知り得た国家秘密に対して継続して保密義務を履行しなければならない。秘密に関わる人員が離任・離職および秘密保持期間における国家保密規定に重大な違反をしたならば、機関・団体は適時に同級の保密行政管理部門に報告し、保密行政管理部門は関連部門と共同で法に基づいて処理・措置を講じる。</p>
<p>第四十条</p>	<p>第四十五条</p>
<p>第四章 監督管理</p>	<p>第四章 監督管理</p>
<p>第四十一条</p>	<p>第四十六条</p>
<p>第四十二条</p>	<p>第四十七条</p>
<p>第四十三条</p>	<p>第四十八条</p>
<p>第四十四条</p>	<p>第四十九条</p>
<p>第四十五条</p>	<p>第五十条</p>
<p>第四十四条</p>	
<p>第四十六条</p>	<p>第五十一条</p>
<p>第四十七条</p>	<p>第五十二条</p>
	<p>(新規追加) 第五十三条 区を設置する市級以上の保密行政管理部門は保密リスク評価の仕組み、監視・早期警戒制度、応急処置制度を構築し、関連部門と共同で情報収集、分析、通達業務を行う。</p>
	<p>(新規追加) 第五十四条 保密活動業界組織は法律・行政法規およびその定款に基づいて活動を行い、業界の自律を推進し、業界の健全な発展を促進する。</p>
<p>第五章 法律責任</p>	<p>第五章 法律責任</p>
<p>第四十八条</p>	<p>第五十五条</p>

第四十九条	第五十六条
第五十条	第五十七条
	<p>(新規追加) 第五十八条 保密資格を取得した企業事業団体が国の保密規定に違反したならば、保密行政管理部門は期限まえに是正するよう命じ、警告または通達・譴責を与える；違法所得のある場合、違法所得を没収する；状況が深刻な場合、秘密に関わる業務を一時停止し、資格等級を引き下げる；助教が特に深刻な場合、保密資格を取り上げる。</p> <p> 保密資格を取得せずに秘密に関わる業務に違法に従事したならば、警告あるいは通達・譴責を与える；違法所得がある場合、違法所得を没収する。</p>
第五十一条	第五十九条
第六章 附則	第六章 附則
第五十二条	第六十条
	<p>(新規追加) 第六十一条 機関・団体が職能を履行する過程で生じた、または取得した国家秘密に該当しない事項で、漏洩後に機関・団体の正常な職能履行を妨げる、または国の安全、公共の利益に対して不利な影響をもたらすものは、業務秘密として特定し、管理責任を実行し、必要な保護措置を講じなければならない。</p>
第五十三条	第六十二条

別添 2

国家安全部「国家安全機関が関連部門と共同で外国にかかわる気象観測の特別管理を実施」⁵

今年になって、国家安全機関は気象、保密等の部門と共同で全国規模で法に基づいた外国にかかわる気象観測特別管理を実施し、外国の気象設備代理店 10 社余りを調査し、外国にかかわる気象観測点 3000 か所余りを検査し、数百の不法な外国にかかわる気象観測点において気象データをリアルタイムで国外に伝送していたことを発見した。これは全国 20 余り省に広く分布しており、わが国の国家安全に対してリスク・潜在的危険をもたらしている。

これら不法な外国にかかわる気象観測点の中には、観測プロジェクトで外国政府から直接資金援助を受けているものや、観測点を軍事団体、軍工企業等の機微な場所の周辺に設置し、海拔の確認や GPS による測位を行っていたもの；わが国の主要食糧生産区に設置し、わが国の農作物の成長と食料の生産量を相関分析していたもの；長時間にわたって、高い頻度で、多くのポイントで外国の公式気象機関にリアルタイムで伝送し、外国の国土安全と気象観測に利用しているものすらあった。関連設備は小さく、取り付けやすくて、見つけにくく、自動収集しリアルタイムでネットワーク伝送することができる。関連する外国にかかわる気象観測活動は、わが国の気象主管機構に外国にかかわる気象観測行政許可を申請しておらず、わが国の気象主管機構に気象データを取りまとめて提出しておらず、わが国気象主管部門の許可を得ずに外国に気象データを伝送し、《涉外気象観測・資料管理弁法》、《データ安全法》等の関連規定に違反していた。国家安全機関は気象、保密部門と共同で、法に基づいて関連する不法活動に対して調査・処理を行い、適時に気象データ越境の違法行為を遮断した。

国家安全機関による注意

一、気象データは基礎データであり、よく見られるものには日常観測データ、衛星データ、レーダーデータ等があり、これらは情報セキュリティと資源セキュリティの構成要素であり、軍事の安全、食料の安全、生態の安全、気候変化、公共の利益と密接にかかわっており、気象データを不法に収集し越境伝送する行為はわが国の国家主権、安全保障、発展の利益を脅かすものである。

二、法に基づいて気象データの安全を守るため、2022 年、中国気象局、国家安全部、国家保密局は共同で《涉外気象観測・資料管理弁法》を發布し、以下のことを明確に規定した。すなわち、海外にかかわる気象観測点の設立に行政許可を実施し、許可を得ずに外国にかかわる気象観測点を設立してはならない；国防および軍事施設エリア、対外開放していない地区、重点プロジェクト建設エリアおよびその他の国家安全保障にかかわるエリアに外国にかかわる気象観測点を設立してはならない；関連規定に違反したならば、法に基づいて違法行為を停止し、期限までに是正するよう命じ、警告を与えるまたは罰金を科す；犯罪を構成するものは、法に従って刑事責任を追究する。

三、すべての公民と組織は気象観測活動を行う際、国家安全の弦をぴんと張り、気象観測データを効果的に保護しなければならず、国家安全と利益にかかわるデータを外国のために不法に収集し、越境伝送してはならない。もし不法な外国にかかわる気象データ観測活動を発見したならば、12339 通報受理電話、国家安全部の微信（WeChat）公式アカウントの通報受理プラットフォームを通じて国家安全機関に通報する、またはその他の方法で気象部門に通報することができる。

⁵（転載）「国家安全部：今年以来，发现数百个非法涉外气象探测站点」（微信・雲南法制報 2023 年 10 月 31 日）https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MjM5OTYxMjgyMA==&mid=2650915280&idx=1&sn=620483789e30fa1dd857aba5d9c4101a&chksm=bccdb92b8bba303d18a1c0e2b9b2c3c49dacd1f891c03b8d436b07eb96369fb0714819310257&scene=0&xtrack=1#rd

別添3

国家安全部「アドバイスに耳を傾けて、国家安全機関からこれら“10杯のお茶”に誘われないように」⁶

インターネット上でホットワードとなっている“請喝茶（お茶をどうぞ）”はネットユーザーによって“違法犯罪の疑いで事情聴取されている、または調査を受けている”という意味が与えられている。《刑事訴訟法》《反スパイ法》等の法律法規は国家安全機関に刑事上の法執行権限と行政上の法執行権限を与えている。それではどのような場合に国家安全機関から“お茶に誘われる”のであろうか？我々は以下に10の主要な状況を整理した。

一杯目の“お茶”：国家安全を脅かす犯罪の疑い

国家安全機関は国家安全を脅かす犯罪事件の処理において、法に基づいて捜査、拘留、予審と逮捕の執行および法律で規定されたその他の職権を行使している⁷。国家安全を脅かす犯罪の疑いがあれば、国家安全機関は犯罪容疑者に対して立件して捜査を行い⁸、法に基づいて勾引、拘留等の刑事強制措置と尋問等の捜査措置を講じ、犯罪容疑者の有罪・無罪、罪の軽重に関する証拠を収集・調査する。

二杯目の“お茶”：スパイ行為の実施または行為の援助

国家安全機関はスパイ行為の実施、行為の援助（他人がスパイ行為を行ったことを知りながら、それに対して情報、資金、物資、労務、技術、場所などの支援・協力を提供する、あるいは隠匿する、匿う⁹）で、なお犯罪を構成しない場合に対して、法に基づいて警告または行政拘留を行い、罰金を単科または併科する処罰を与え、また関連部門が法に従って処分することもできる。団体が上述の2つの行為を実施した場合、団体とその関係責任者に対して、警告・罰金等の処罰を与える。このほか、違法の状況や結果に基づいて、さらに関連団体、人員に対して法に基づいて生産停止・業務停止、関連する許可証を取り上げる等の行政処理を下すよう主管部門に建議することもできる。

三杯目の“お茶”：反スパイ安全防止の主体责任を履行しない

《反スパイ法》では特別に章を設けて安全防止の主体责任と関連する義務等を規定している。規定に従って法定の義務を履行しない場合、国家安全機関は是正するよう命じることができる；要求に基づいて是正しない場合、関係責任者を事情聴取し、必要な時には聴取した状況を当該団体の上級部門に通報することができる；危害を及ぼす結果、または良くない影響が生じた場合、警告、通達・譴責を与えることもできる；状況が深刻な場合、関連部門が法に基づいて処分することができる¹⁰。

四杯目の“お茶”：国家安全事項に関わる建設プロジェクトの許可違反

“国家安全事項に関わる建設プロジェクトの許可”は国家安全機関が《反スパイ法》に基づいて実施する行政

⁶（訳者注）「听劝，别让国家安全机关请你喝这“十杯茶”」（微信・国家安全部 2024 年 1 月 30 日）https://mp.weixin.qq.com/s/rWnpLVCfCZn3be55g3_DQA

⁷（訳者注）2014 年版中華人民共和國反スパイ法（2014 年 11 月 1 日第十二期全國人民代表大會第十一次會議可決）第 8 條に關連規定が見える。参考「中華人民共和國反間諜法」（中國人大網 2014 年 11 月 1 日）http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2014-11/02/content_1884660.htm

⁸（訳者注）中華人民共和國反スパイ法（2023 年 4 月 26 日第 14 期全國人民代表大會常務委員會第二次會議改正）（以下、改正反スパイ法）第 39 條に關連規定が見える。

⁹（訳者注）改正反スパイ法第 54 條第 2 項に關連規定が見える。

¹⁰（訳者註）改正反スパイ法第 56 條に關連規定が見える。

許可業務の1つであり、主な職責は重点要害団体周辺の安全管理区域内の建設プロジェクトに対して許認可と監督管理を実施し¹¹、国外のスパイ情報機関が関連する建設プロジェクトを利用してスパイ活動を実行するのを適時に発見・防止することである。国家安全機関は安全管理区域内の違法な新規・改造・拡張建設プロジェクトに対して、是正するよう命じ、警告を与える；是正を拒否する、または状況が深刻な場合、建設または使用を停止するよう命じる、許可証を一時差し止める、または主管部門に法に基づいて処理するよう建議する等の権限を持つ¹²。

五杯目の“お茶”：スパイ行為調査の協力拒否

すべての公民と組織はみな法に基づいて反スパイ活動を支援・協力しなければならない¹³。国家安全機関がスパイ行為に関わる状況を調査・把握し、関連する証拠を収集する際、関連する個人と組織はありのままに提供し、拒絶してはならない¹⁴；他人にスパイ犯罪行為のあることを知りながら提供を拒否した場合、国家安全機関は警告または行政拘留を与え、罰金を併科することもできる。犯罪を構成する場合、穂にも続いて刑事責任を追及する¹⁵。

六杯目の“お茶”：国家秘密の不法な取得・所持

国家秘密とは国の安全と利益に関わる、法定の手続きに基づいて定められた、一定期間内に一定の範囲に限定された人員だけが知り得る事項を指し、その作製、伝達、複製、保存等には厳格な規定があり、国家秘密を守ることは公民の法定義務である。国家秘密に属す文書、データ、資料、物品を不法に取得・所持し、なお犯罪を構成しない場合、国家安全機関が警告または行政拘留を与える。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及する¹⁶。

七杯目の“お茶”：スパイ器材の不法な生産・販売・所持・使用

すべての個人や組織はみなスパイ活動に特別に必要な専用スパイ器材を不法に製造、販売、所持、使用してはならない。スパイ専用器材は國務院の国家安全主管部門が国の関連規定に基づいて確認する¹⁷。専用スパイ器材とはスパイ活動に特別に必要な以下の器材を指す：隠し盗聴器、隠しカメラ；バーストモード式トランシーバ、ワンタイムパッド・ステガノグラフィツール；情報の獲得に用いる電子監視、傍受機器；その他の専用スパイ器材¹⁸。専用スパイ器材を不法に生産・販売・所持・使用し、なお犯罪を構成しない場合、国家安全機関が警告または行政拘留を与える。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及する¹⁹。

八杯目の“お茶”：反スパイと情報活動における国家秘密の漏洩

国家安全機関は反スパイ活動の主管機関であり、重要な国家情報工作機構でもある²⁰。《反スパイ法》《国家情報法》の規定によれば、公民と組織が法に基づいて国家安全機関の活動を支援・協力するさい、知り得た国家

¹¹ (訳者注) 改正反スパイ法第 21 条に関連規定が見える。

¹² (訳者注) 改正反スパイ法第 57 条に関連規定が見える。

¹³ (訳者注) 改正反スパイ法第 8 条に関連規定が見える。

¹⁴ (訳者注) 改正反スパイ法第 32 条に関連規定が見える。

¹⁵ (訳者注) 改正反スパイ法第 60 条に関連規定が見える。

¹⁶ (訳者注) 改正反スパイ法第 60 条・第 61 条に関連規定が見える。

¹⁷ (訳者注) 改正反スパイ法第 15 条に関連規定が見える。

¹⁸ (訳者注) 《中華人民共和國反スパイ法実施細則》(2017 年 11 月 22 日施行) 第 18 条に関連規定がある。参考：「中華人民共和國反間諜法實施細則」(中国政府網 2017 年 11 月 22 日) http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/06/content_5244819.htm

¹⁹ (訳者注) 改正反スパイ法第 61 条に関連規定が見える。

²⁰ (訳者注) 《中華人民共和國國家情報法》(2018 年 4 月 12 日修正) (以下、國家情報法) 第 5 条の規定では、國家安全機關、公安情報機構、軍隊情報機構を國家情報工作機構と総称している。参考「中華人民共和國國家情報法」(中國人大網 2018 年 6 月 12 日) http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/xinwen/2018-06/12/content_2055873.htm

秘密、(反スパイ)活動の秘密を守らなければならない²¹。反スパイ活動、国家情報活動に関する国家秘密を漏洩した場合、国家安全機関は警告または行政拘留を与える権限を持つ。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追究する²²。

九杯目の“お茶”：出国期限等の決定に対する違反

外国人が《反スパイ法》に違反した場合、国务院の国家安全主管部門は指定した期日までに出国するよう決定することができ、また入国を禁止する期限を決定することができる。定めた期限内に出国しない場合、強制送還することができる²³。同時に、《出入国管理法》の関連規定に基づいて、国家安全を守る必要に基づいて、国家安全機関は外国人、外交機構がある地区において居住または事務場所を設立するのを制限することができる；すでに設立されている場合、期限までに移転させることができる²⁴；期限までの移転の決定の実行を拒否した場合、警告を与えた上で強制的に移転させる；状況が深刻である場合、関係責任者に行政拘留を与える²⁵。

十杯目の“お茶”：スパイ行為以外の国家安全を損なう行為

《反スパイ法》の規定によれば、国家安全機関は法律・行政法規と国の関連規定に基づいて、スパイ行為以外の国家安全を脅かす行為を防止・制止・処罰する職責を履行する²⁶。《反スパイ法実施細則》第8条にスパイ行為以外の8つのその他の国家安全を脅かす行為を規定しており²⁷、国家安全機関は法に基づいて法的責任を追究する権限を持つ。

国家安全機関からの注意喚起

以上の10項目のよくある状況のほかに、国家安全を脅かすその他の全ての行為が法的制裁を受ける。国家安全機関は厳格に《国家安全法》《反スパイ法》《国家情報法》《刑事訴訟法》等の法律法規に基づいて権力を行使し、職責を履行する。

国家安全は一人一人に責任があり、社会全体が総体国家安全観をしっかりと確立し、国家安全の法治の概念を強化し、自覚的に法を尊重し、法を学び、法を守り、法を履行し、国家安全に関わる法律法規を遵守し、国家安全を守るための法定義務を履行し、いかなる個人や組織であろうとも国家安全を脅かす違法犯罪行為を実施したならば、必ず法律で厳罰に書されるであろう。我々は助け合って、共に国家安全を守るための堅固な防壁を築こう！

²¹ (訳者注) 改正反スパイ法第8条および国家情報法第7条に関連規定がある。

²² (訳者注) 改正反スパイ法第60条および国家情報法第29条に関連規定がある。

²³ (訳者注) 改正反スパイ法第66条に関連規定がある。

²⁴ (訳者注) 《中華人民共和国出入国管理法》(2013年7月1日施行)(以下、出入国管理法)第44条に関連規定が見える。参考「中华人民共和国出境入境管理法」(国家移民管理極サイト2019年6月21日) <https://www.nia.gov.cn/n741440/n741547/c1013311/content.html>

²⁵ (訳者注) 出入国管理法第77条に関連規定が見える。

²⁶ (訳者注) 改正反スパイ法第70条に関連規定がある。

²⁷ (訳者注) 《反スパイ法実施細則》第8条にスパイ行為以外のその他の国家安全を脅かす行為について、以下の8項目を規定している。①国家の分裂、国家統一の破壊、国家政権の転覆、社会主義制度の打倒を組織・画策・実施する；②国家安全を脅かすテロ活動を組織・画策・実施する；③事実を捏造・歪曲し、国家安全に危害を及ぼす文章あるいは情報を発表・流布する、或いは国家安全を脅かす映像・音楽製品あるいはその他の出版物などを制作・伝播・出版する；④社会团体あるいは企業事業組織を設立し、国家安全を脅かす活動を実行するのに利用する；⑤宗教を利用して国家安全を脅かす活動を実行する；⑥邪教を組織・利用して国家安全を脅かす活動を実行する；⑦民族紛争を起こし、民族の分裂を扇動し、国家安全を脅かす；⑧国外の個人が関連規定に違反し、制止を聞かずに、国内の国家安全を脅かす行為あるいは国家安全を脅かす行為を行った、あるいは国家安全を脅かす行為を行った重大な疑いのある人物と無断で面会する。参考：「中华人民共和国反间谍法实施细则」(中国政府網2017年11月22日) http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/06/content_5244819.htm

別添 4

国家安全部「国家安全を守るための“9本の利剣”！」²⁸

国家安全の法律は国家安全を脅かす行為を処罰するための強力な武器であり、全公民の必修科目である。党の十八代²⁹以降、習近平同志を核心とする党中央の堅固な指導の下で、2015年の新《国家安全法》を契機に、20余りの国家安全の特別法が相次いで制定・実施され、中国の特色ある国家安全法律制度体系の構築・形成が加速され、強国建設、民族復興のための堅固な国家安全法治の防壁が構築された。そのうち、9本の法律が国家安全擁護の面で重要な役割を果たしており、“9本の利剣”と言える。以下に、我々是一緒に9本の国家安全分野の重要な法律を重点的に学習していこう！

1本の“国”の字をもつ法律

——《国家安全法》はなぜ制定されたのか？《国家安全法》は国家安全を擁護し、人民民主独裁の政権と中国の特色ある社会主義制度を守り、人民の根本的利益を保護し、改革開放と社会主義現代化建設の順調な進行を保障し、中華民族の偉大な復興を実現する為である。

——《国家安全法》の位置づけと役割は？《国家安全法》は国家安全の各分野の活動を統括する基礎的、全局的、総合的“母法”であり、国家安全法律制度体系の枠組と国家安全擁護の制度構造を構築し、各分野における国家安全立法を統一的に計画するための基礎固めであり、国家安全活動を全面的に強化するために堅固な法的保障を提供している。

——《国家安全法》の主な内容は？《国家安全法》は全7章84条からなり、国家安全の内容、業務の原則、体制・機構と一般的要求事項の要点をつかんで明確にし、国家安全を守るための任務・職責・制度・保障と公民・組織の義務と権利を全面的系統的に規定している。

4本の“反”を頭文字とする法律

——《反スパイ法》の対象は職業スパイである。当該法は2023年4月26日に第14期全国人民代表大会乗務員会第二回会議で修訂案が可決され、より一層スパイ行為の定義が完全なものとなり、反スパイ安全防止制度が整備され、反スパイの調査処置業務が規範化され、法律の科学性、規範性、運用性が強化され、反スパイ活動が一貫して法治の軌道上で運用されるのを確保した。

——《反国家分裂法》の対象は“台湾独立”の分裂勢力である。当該法は1つの中国の原則を強調し、台湾問題の性質を明確にし、平和的手段での国家統一実現を主張し、非平和的手段で国家分裂行為を制止する規定を留保し、“台湾独立”分裂勢力を大いに抑止し、法に基づいて国家主権と領土保全を守る為に強力な武器を提供している。

——《反テロリズム法》の対象は全人類の共通の敵である。当該法はテロリズムの定義を明確にし、反テロ活動の基本原則を確立し、体制・機構を整備し、安全防止、対応処置、国際協力、法律による処罰等の措置を強化し、反テロ活動の能力とレベルを高め、テロ活動を防止・処罰するために強力な法的保障を提供している。

——《反外国制裁法》の対象は覇権主義である。当該法は報復措置を適用する状況・対象、報復措置と反制裁活動の調整のメカニズムと関係する組織と個人の義務等を規定し、我が国が課題に対処し、リスクを防止するための法的“ツールボックス”を充実させ、法に基づいて外国の差別的措置に報復するために強力な法的保障を提供している。

²⁸「这是维护国家安全的“九柄利剑”！」（微信・国家安全部2023年11月21日）https://mp.weixin.qq.com/s?_biz=Mzk0OTUyOTc1Ng==&mid=2247485685&idx=1&sn=cbb7feb9cdd196dd67477e101ccdc91&chksm=c357b506f4203c1024a8416a8ff9cef36c555024cadd28ab59600a422424f40e560000378919&scene=21#wechat_redirect

²⁹ 中国共産党第十八次全国代表大会（会期2012年11月8日～14日）。

4本の“安全”をその名に含む法律

——《サイバーセキュリティ法》(网络安全法)は2016年11月7日の第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で可決され、2017年6月1日より施行された、我が国発のサイバースペースのセキュリティ管理における問題を全面的に規範化した基礎的法律で、サイバーセキュリティと発展の利益を保障するための重大な措置であり、我が国のサイバーセキュリティ法治建設において一里塚的意義を持っている。

——《核安全法》は2017年9月1日の第12期全国人民代表大会常務委員会第29回会議で可決され、2018年1月1日より施行された。核安全の監督管理活動と国際協力を強化し、社会公衆の核安全に対する理解と自信を増進し、我が国の各事業の安全で健全な発展の推進に堅固な法的保障を提供している。

——《生物安全法》は2020年10月17日の第13期全国人民代表大会第22回会議で可決され、2021年4月15日より施行された、生物安全(biosafetyまたはbiosecurity)分野の基礎的、総合的、系統的、指導的法律で、その公布と実施は人民の生命の安全と身体の健康を保障し、国家安全を守り、国の生物安全のガバナンス能力を向上させるのに資するものである。

——《データ安全法》は2021年6月10日の第13期全国人民代表大会第29回会議で可決され、2021年9月1日より施行された。データセキュリティの保護管理における各種基本制度を構築整備し、我が国のデータセキュリティを保障するためのトップダウン設計を構築し、データセキュリティ分野における総体国家安全観の要求を実践している。

以上の9本の法律は我が国の国家安全法律制度体系の重要部分である。我々は手を携えて心を一つにし、総体国家安全観を堅固に確立し、国家安全の法治意識を強化し、国家安全の法律法規を遵守し、国家安全を守るための鋼鉄の長城を築くために努力しよう。